

日本小児突然死予防医学会 会則

(名称)

第 1条 当法人は、日本小児突然死予防医学会（Japanese Society for the Prevention of Sudden and Unexpected Death in Children : JPSUDC）と称する。

(主たる事務所)

第 2条 当法人（以下、「本学会」という）は、主たる事務所を大阪市淀川区宮原3丁目4番30号 ニッセイ新大阪ビル16F 株式会社メディカ出版内に置く。

(目的)

第 3条 本学会は、SIDS（乳幼児突然死症候群）をはじめとする小児の突然死に関連する学術的な研究を行い、会員相互間の連絡・交流を促進することによって、これらの疾患の病態を解明し、予防法を確立することを目的とする。

(事業)

第 4条 本学会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学術集会の開催
- (2) 学会雑誌、ニュースレターなどの発行
- (3) 各種の学術的調査
- (4) SIDSをはじめとする小児の突然死の啓発および発生防止のための諸事業
- (5) 国際ならびに各国の関連学会、研究会との提携および連絡
- (6) その他、本学会の目的を達成するための諸事業
- (7) 事業年度は、当年度学術集会開催日から次年度学術集会開催前日までとする

(会員の資格)

第 5条 本学会会員の資格は本学会の目的に賛同する医師・医療従事者ならびに自然科学者、学術研究者で入会を希望するものとする。

(入会)

第 6条 本学会へ入会しようとする者は所定の入会申し込み用紙に必要事項を記載し、理事会の承認を得たのち、当該年度の会費を添えて申し込みするものとする。

(会員の権利)

第 7条 本学会の会員は次の権利を有する。

- (1) 本学会の主催する学術集会への参加
- (2) ニュースレター、関連資料の授受

(役員)

第 8条 本学会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名、副会長 1名
- (2) 理事長 1名、副理事長 1名、理事 若干名
- (3) 評議員 若干名

- (4) 監 事 2名
- (5) 顧 問 若干名

(役員の仕事)

第9条 本学会役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は学術集会を主催する
- (2) 副会長は会長を補佐する
- (3) 理事長は理事会を組織し、本学会の運営に関する事項を審議する
- (4) 副理事長は理事長の補佐、理事長不在時などの仕事を代行する
- (5) 評議員は評議員会を組織し、重要事項を審議する
- (6) 監事は会務を監査する

(顧問)

第10条 本学会に細則第1条9にて定める顧問を置くことができる。

(役員の仕事および年齢制限)

第11条 会長、副会長の任期は1年とする。理事、評議員、監事、顧問の任期は3年とし再任を妨げない。

- (1) 理事、評議員、監事は70歳を超えて選挙に応募できないものとする。ただし、顧問はこれに含めない

(名誉会員)

第12条 本学会に名誉会員を置くことができる。名誉会員は以下の条件を満たす者とし、議決権を有しないが評議員会に出席することができる。

- (1) 本学会の発展に貢献した年齢65歳以上の会員で、会長・理事経験を有し、理事会の推薦を受けた者

(会員の除名)

第13条 理事長は次の各号に該当するときは理事会および評議員会の議を経てこれを除名することができる。

- (1) 本学会の名誉を傷つけまたは本学会の目的に違反する行為があったとき
- (2) 会費を2年以上滞納したとき

(会計年度および会費)

第14条 本学会の会計年度は1月1日から12月31日とし、会員は別に定める年会費を年度内に納入しなければならない。

(会則の変更)

第15条 本会則は評議員会において出席者の過半数の賛同を得て変更することができる。

付則 本会則は2024（令和6）年2月10日より施行する。

- 2 本会則施行の日をもって、2018（平成30）年2月23日付の会則は廃止する。

1994（平成 6）年5月27日制定
1996（平成 8）年2月 3日変更
1999（平成11）年2月11日変更
2000（平成12）年2月 5日変更
2003（平成15）年3月 8日変更
2004（平成16）年2月28日変更
2010（平成22）年7月10日変更
2012（平成24）年5月10日変更
（事務局所在地変更のため）
2015（平成27）年3月 6日変更
2018（平成30）年2月23日変更
2024（令和6）年2月10日変更

細 則

（役員を選出）

- 第 1条 会 長：次期会長候補は理事会の議を経て選出され、評議員会ならびに総会において報告される。
- 2 副会長：副会長（次々期会長候補）は理事会の議を経て選出され、評議員会ならびに総会において報告される。
 - 3 理 事：理事は評議員から選出され、評議員会において承認を得た者とする。
 - 4 監 事：監事は理事会が推薦し、評議員会において承認を得た者とする。
 - 5 理事長：理事長は理事会から選出され、理事会において承認を得た者とする。
 - 6 副理事長：副理事長は理事長が指名・推薦し、理事会において承認を得た者とする。
 - 7 評議員：評議員は理事会の推薦する会員で、評議員会において承認を得た者とする。
 - 8 各種委員会委員および委員長：各種委員会委員および委員長は理事会の推薦する会員で理事会において承認を得た者とする。
 - 9 顧 問：顧問は本学会の理事経験者で、理事会が推薦し、評議員会において承認を得た者とする。

（会議）

- 第 2条 総 会：総会は学術集会開催時に会長が召集する。
- 2 理事会：理事長は必要により理事を召集し、あるいは通信理事会により議決を求めることができる。また理事長は顧問および症例検討委員会委員長を理事会に招集することができる。

- 3 評議員会：評議員会は学術集会開催時に理事長が召集し、あるいは通信評議員会により議決を求めることができる。
- 4 定例理事会・評議員会とは別に臨時理事会・臨時評議員会を含めて、必要時には、理事・評議員の過半数の要望がある場合には開催しなければならない。
- 5 会議は過半数の出席をもって成立とする。

(会費)

第 3条 会則第6条にもとづく本学会の年会費は次の各項に従う。

- (1) 医師 10,000円 (役員 12,000円)
- (2) 医師以外 8,000円

- 2 名誉会員・顧問は年会費を免除することができる。

(諮問機関)

第 4条 本学会には本学会諮問機関として症例検討委員会を置くことができる。

(細則の変更)

第 5条 本細則は評議員会において出席評議員の過半数の賛同を得て変更することができる。

付則 本細則は2025（令和7）年2月8日より施行する。

- 2 本細則施行の日をもって、2024（令和6）年2月10日付の細則は廃止する。

1994（平成 6）年5月27日制定
1996（平成 8）年2月 3日変更
1999（平成11）年2月11日変更
2000（平成12）年2月 5日変更
2003（平成15）年3月 8日変更
2004（平成16）年2月28日変更
2010（平成22）年7月10日変更
2018（平成30）年2月23日変更
2024（令和 6）年2月10日変更
2025（令和 7）年2月 8日変更